

森林資源・森林吸収量算定基礎調査事業（拡充）

【平成30年度概算決定額 577,942（576,136）千円】

対策のポイント

持続可能な森林経営に関する森林の現況を継続的に把握・分析し、森林の計画的な整備・保全を推進します。

また、京都議定書締約国（先進国）に課せられている報告義務を果たすため、森林吸収量の報告に必要なデータを収集・分析するとともに、森林分野における新たな緩和技術の特定とその活用手法の確立を行います。

<背景／課題>

- ・国際的な課題である持続可能な森林経営の推進に当たって、我が国は、モントリオール・プロセスや生物多様性条約など、今後の国際的議論の中で主導的な役割を担う責務を負っており、森林の生物多様性を含め森林資源の現況の把握・分析に係る調査の実施及び体制の整備は喫緊の課題となっています。
- ・また、気候変動枠組条約を批准した国は、毎年、温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、条約事務局へ報告する義務があり、京都議定書第2約束期間（2013年～2020年）に参加しない我が国も森林吸収量について算定・報告の必要があります。
- ・併せて、パリ協定及び地球温暖化対策計画において抜本的排出削減を可能とする革新的技術が必要とされており、森林分野においても新たな緩和技術の特定とその活用手法の確立が必要です。

政策目標

- 持続的な森林経営を評価するための国際的な取組への利用
生物多様性条約愛知目標の達成状況、FAO世界森林資源評価への活用・反映
- 政府の地球温暖化対策計画における森林吸収量の目標
2030年度において2013年度総排出量比2.0%に相当する吸収量を確保

<内容>

1. 森林生態系多様性基礎調査事業

適切な森林施業の確保や国際的な課題である「持続可能な森林経営」に向け、森林の状態と変化の動向を全国統一の手法で計画的に把握するとともに、国際的な持続可能な森林経営の基準・指標に対応するための森林情報の分析を実施します。

2. 森林吸収源インベントリ情報整備事業

気候変動枠組条約・京都議定書を批准した国に課せられている報告義務を果たすため、森林吸収量の算定・報告のためのデータの収集・分析を行うとともに、革新

的技術開発の重要性を踏まえ、森林分野における新たな緩和技術の特定とその活用手法の確立を行います。

＜補助率＞

委託

＜事業実施主体（委託先）＞

民間団体等

＜事業実施期間＞

1. 平成22年度～平成30年度（9年間）
2. 平成18年度～平成35年度（18年間）

[	担当課：	1の事業	林野庁計画課
		2の事業	林野庁森林利用課、木材産業課